

## 山都町告示第53号

### 山都町空き家バンク制度実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内に存在する空き家の有効活用を通して、山都町と都市住民の交流拡大及び移住定住の促進による地域の活性化を図るために実施する空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築した町内に所在する住宅及びその敷地であつて、現に居住していない住宅又は近く居住しなくなる予定の住宅をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする住宅又はその敷地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から登録の申し込みのあつた当該空き家に関する情報を集積し、公開することにより、町内へ定住することを目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、提供する仕組みをいう。

#### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度によらない空き家の取引を妨げるものではない。

#### (登録の申し込み等)

第4条 空き家バンクへの登録を受けようとする所有者等（第3項において「登録申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 空き家バンク登録カード（様式第2号）
  - (2) 位置図、間取り図
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、空き家バンクに登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により、登録申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、適当と認めるものがあるときは、当該空き家の所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

（登録事項の変更）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク登録事項変更届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第6条 町長は、登録した空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家の登録を抹消するとともに、当該登録者に空き家バンク登録抹消通知書（様式第5号）により通知するものとする。ただし、第4号に該当する場合においては、改めて第4条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再登録する事ができるものとする。

- (1) 登録者から空き家バンク登録抹消届出書（様式第6号）の提出があったとき。
- (2) 空き家に関する所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (4) 登録した日から2年を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が登録が適当でないとき。

（利用申込み等）

第7条 利用希望者が登録された空き家を利用しようとするときは、空き家バ

ンク利用登録申込書（様式第7号。次項において「利用登録申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（1） 空き家バンク利用登録カード（様式第8号）

（2） その他町長が必要と認める書類

2 町長は、利用登録申込書の提出があったときは、その内容等を審査の上、本町に定住を目的として空き家の購入又は賃借を希望する者で、地域の活性化に寄与するものであると認めるときは、空き家バンク利用者台帳に登録するとともに、速やかに空き家バンク利用登録完了通知書（様式第9号）を当該利用希望者に対し通知するものとする。

（利用登録事項の変更）

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク利用登録事項変更届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（利用登録の抹消）

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録を抹消するとともに、当該利用登録者に空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第11号）により通知するものとする。ただし、第3号に該当する場合においては、改めて第7条第1項の規定による利用登録の申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

（1） 利用登録者から空き家バンク利用登録抹消申請書（様式第12号）の提出があったとき。

（2） 偽りその他不正な手段により利用登録を受けたとき。

（3） 利用登録した日から2年を経過したとき。

（4） 前各号に掲げるもののほか、町長が利用登録が適当でないとき。

（情報の提供）

第10条 町長は、必要に応じて空き家バンクに登録した情報をホームページ

等に掲載し、周知するとともに、利用希望者及び利用登録者に対して有益な情報を提供するものとする。

(登録者及び利用登録者の交渉等)

第11条 登録者及び利用登録者間における空き家の利用に係る交渉並びに売買及び賃貸借の契約（次項において「交渉等」という。）については、当事者間でこれを行うものとし、町長は、直接関与しないものとする。

2 交渉等に関する一切の疑義、紛争等については当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 登録者、及び利用希望者及び利用登録者は、当該空き家バンク制度の利用により知り得た個人情報の取り扱いについては、山都町個人情報保護条例（平成17年山都町条例149号）の趣旨に基づき適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンク制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

空き家バンク登録申込書

年 月 日

山都町長 様

申込者 住所

氏名 印

電話番号

山都町空き家バンク制度実施要綱に定める制度の目的等を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、空き家バンクへの登録を申し込みます。また、登録事項に偽りはなく、要綱を遵守することを誓約し、下記に掲げる事項に同意します。

記

- 1 空き家を実地に立ち入って調査をされること。
- 2 登録事項のうち個人情報以外の情報をホームページ等に公開されること。
- 3 登録事項を利用登録者に提供されること。
- 4 空き家の賃借又は売買の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る紛争その他損害が発生した場合は、当事者間においてその解決を図ることとし、山都町には一切責任がないこと。

【添付書類】

- 空き家バンク登録カード（様式第 2 号）
- 位置図・間取り図
- その他（ ）

空き家バンク登録カード

空き家登録

空き家登録番号		所有者希望	<input type="checkbox"/> 賃借：（月額）	円	
登録期限			<input type="checkbox"/> 売却：	円	
所在地	山都町				
建物の概要	建物状況		補修の要否		
	建築年月	年 月（築 年）	<input type="checkbox"/> 補修不要	<input type="checkbox"/> 所有者負担	
	建物階数		<input type="checkbox"/> 補修必要（箇所：）	<input type="checkbox"/> 入居者負担	
	空き家状態	年 月頃から	<input type="checkbox"/> 現在補修中（箇所：）	<input type="checkbox"/> その他	
	利用頻度	（ ）に1度程度の利用	<input type="checkbox"/> 補修不能・居住不可（解体撤去又は大規模改修必要）		
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	屋根	<input type="checkbox"/> 日本瓦 <input type="checkbox"/> セメント瓦 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	建物面積		間取	間取内訳	
	m <sup>2</sup> （約 坪）				
	敷地面積				
m <sup>2</sup> （約 坪）					
設備等	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	排水	<input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパン <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式			
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有（ 台） <input type="checkbox"/> 無			
	物置	<input type="checkbox"/> 有（ m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> 無			
	庭	<input type="checkbox"/> 有（ m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> 無			
	その他				
家財	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（家財の整理・処分について、どのように対応されるかご記入ください。）				
付帯物件登録	所在地	山都町			
	所有者希望	<input type="checkbox"/> 賃借：（月額） 円 <input type="checkbox"/> 売却： 円			
土地の概要	土地面積	m <sup>2</sup> （約 坪）			
	地目				
	建築条件				
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	排水	<input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	その他				
特記事項	賃借・売却に際し、注意事項、希望、条件等がある場合は、ご記入ください。				

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

山都町長

空き家バンク登録完了通知書

年 月 日付けで登録の申し込みのあった空き家については、山都町  
空き家バンク制度実施要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり登録が完了した  
ので通知します。

なお、登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに「空き家バンク登録事項変更届  
出書」を提出してください。

記

- 1 登録番号： \_\_\_\_\_
- 2 登録日 : \_\_\_\_\_
- 3 登録期限： \_\_\_\_\_

様式第4号（第5条関係）

空き家バンク登録事項変更届出書

年 月 日

山都町長 様

登録者 住所

氏名 印

電話番号

山都町空き家バンク制度実施要綱第5条の規定により、下記のとおり登録事項の変更を届け出ます。

記

登録番号	
変更内容	



様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

山都町長

空き家バンク登録抹消通知書

年 月 日付けで登録抹消の届出があった空き家については、山都町  
空き家バンク制度実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり登録を抹消したので通  
知します。

記

1 抹消した登録番号： \_\_\_\_\_

2 抹消日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

様式第 6 号（第 6 条関係）

空き家バンク登録抹消申請書

年 月 日

山都町長 様

登録者 住所

氏名 印

電話番号

山都町空き家バンク制度実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり登録の抹消を申請します。

記

登録番号	
抹消理由	

様式第7号（第7条関係）

空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

山都町長 様

申込者 住所

氏名 印

電話番号

山都町空き家バンク制度実施要綱に定める制度の目的等を理解し、同要綱第7条第1項の規定により、空き家バンクの利用を申し込みます。また、登録事項に偽りはなく、要綱を遵守することを誓約し、下記に掲げる事項に同意します。

記

- 1 空き家を利用することとなったときは、その空き家が所在する地域の自治組織へ加入し、地域との協調、連携に努め、地域活性化に寄与すること。
- 2 空き家の賃借又は売買の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る紛争その他損害が発生した場合は、当事者間においてその解決を図ることとし、山都町には一切責任がないこと。

【添付書類】

- 空き家バンク利用登録カード（様式第8号）
- その他（ ）

空き家バンク利用登録カード

利用登録番号		登録期限				
利用者情報	同居する 家族構成	氏名	生年月日	続柄	備考	
	移住元					
	移住先	山都町				
	職業					
	希望する 連絡方法	<input type="checkbox"/> 自宅 ( ) <input type="checkbox"/> 携帯 ( ) <input type="checkbox"/> FAX ( ) <input type="checkbox"/> E-mail ( @ ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※連絡希望時間帯（希望者のみ）：				
	友人・知人の 有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
移住目的						
特記事項						

空き家利用希望

希望 空き家	価格	<input type="checkbox"/> 賃借：（月額） 円 <input type="checkbox"/> 売買： 円	設備等	<input type="checkbox"/> 庭 ( m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 駐車場 ( 台 ) <input type="checkbox"/> 物置 ( m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 家庭菜園 ( m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( ) ( )
	間取			
	建物面積	m <sup>2</sup> (約 坪)		
	築年数			
	周辺環境	[小中学校や公共機関までの距離など]		
	特記事項			

様式第9号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

山都町長

空き家バンク利用登録完了通知書

年 月 日付けで登録の申込みのあった空き家バンク利用登録については、山都町空き家バンク制度実施要綱第7条の規定により、下記のとおり登録が完了したので通知します。

なお、登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに「空き家バンク利用登録事項変更届出書」を提出してください。

記

- 1 登録番号： \_\_\_\_\_
- 2 登録日： \_\_\_\_\_
- 3 有効期限： \_\_\_\_\_

様式第10号（第8条関係）

空き家バンク利用登録事項変更届出書

年 月 日

山都町長 様

登録者 住所

氏名 印

電話番号

山都町空き家バンク制度実施要綱第8条の規定により、下記のとおり登録事項の変更を届け出ます。

記

登録番号	
変更内容	

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

様

山都町長

空き家バンク利用登録抹消通知書

年 月 日付けで登録抹消の届出があった空き家バンク利用登録については、山都町空き家バンク制度実施要綱第 9 条の規定により、下記のとおり登録を抹消したので通知します。

記

1 抹消した登録番号： \_\_\_\_\_

2 抹消日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

様式第 1 2 号（第 9 条関係）

空き家バンク利用登録抹消届出書

年 月 日

山都町長 様

登録者 住所

氏名 印

電話番号

山都町空き家バンク制度実施要綱第 9 条の規定により、下記のとおり登録の抹消を届け出ます。

記

登録番号	
抹消理由	